

令和5年度 第2回上越市環境影響評価会議 次第

日時：令和5年11月14日（火）午後3時～

場所：春日謙信交流館 集会室1

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 主宰者の選出

(2) 諮問

(3) 意見概要書及び質問書に係る事業者説明

(4) 上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書
についての審議

(5) その他

4 閉会

○上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議させるため、上越市環境影響評価会議（以下「評価会議」という。）を設置するものとし、その組織及び運営については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 評価会議は、次に掲げる場合において、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議し、必要な意見を述べるものとする。

(1) 市長が次に掲げる意見を述べる場合で意見を求めたとき。

ア 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第2項（同法第20条第2項において準用する場合を含む。）の意見

イ 新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）第10条第2項及び第20条第2項の意見

(2) 上越市大規模開発行為の適正化に関する条例施行規則（平成17年上越市規則第70号）第7条の規定により市長が意見を求めた場合

(3) 上越市大規模開発行為審議会規則（平成17年上越市規則第71号）第4条第1項の規定により上越市大規模開発行為審議会が意見を求めた場合

(4) その他市長が必要と認める場合

(組織)

第3条 評価会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(主宰者)

第5条 評価会議に主宰者を置く。

2 主宰者は、委員の互選により定める。

3 主宰者は、会務を総理し、評価会議の会議（以下「会議」という。）の議長となり、評価会議を代表する。

4 主宰者に事故があるとき又は主宰者が欠けたときは、主宰者があらかじめ指名する委員

がその職務を代理する。

(会議及び小委員会)

第6条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 評価会議に、必要に応じて委員若干名で構成する小委員会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 評価会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施年月日)

1 この要綱は、平成4年4月17日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に平成2年8月17日付け「上越市環境影響評価会議の設置について」により、上越市環境影響評価会議の委員として委嘱されている者は、第3条の規定により委嘱された人とみなし、その任期は、平成5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。



防災情報

分野別

目的別

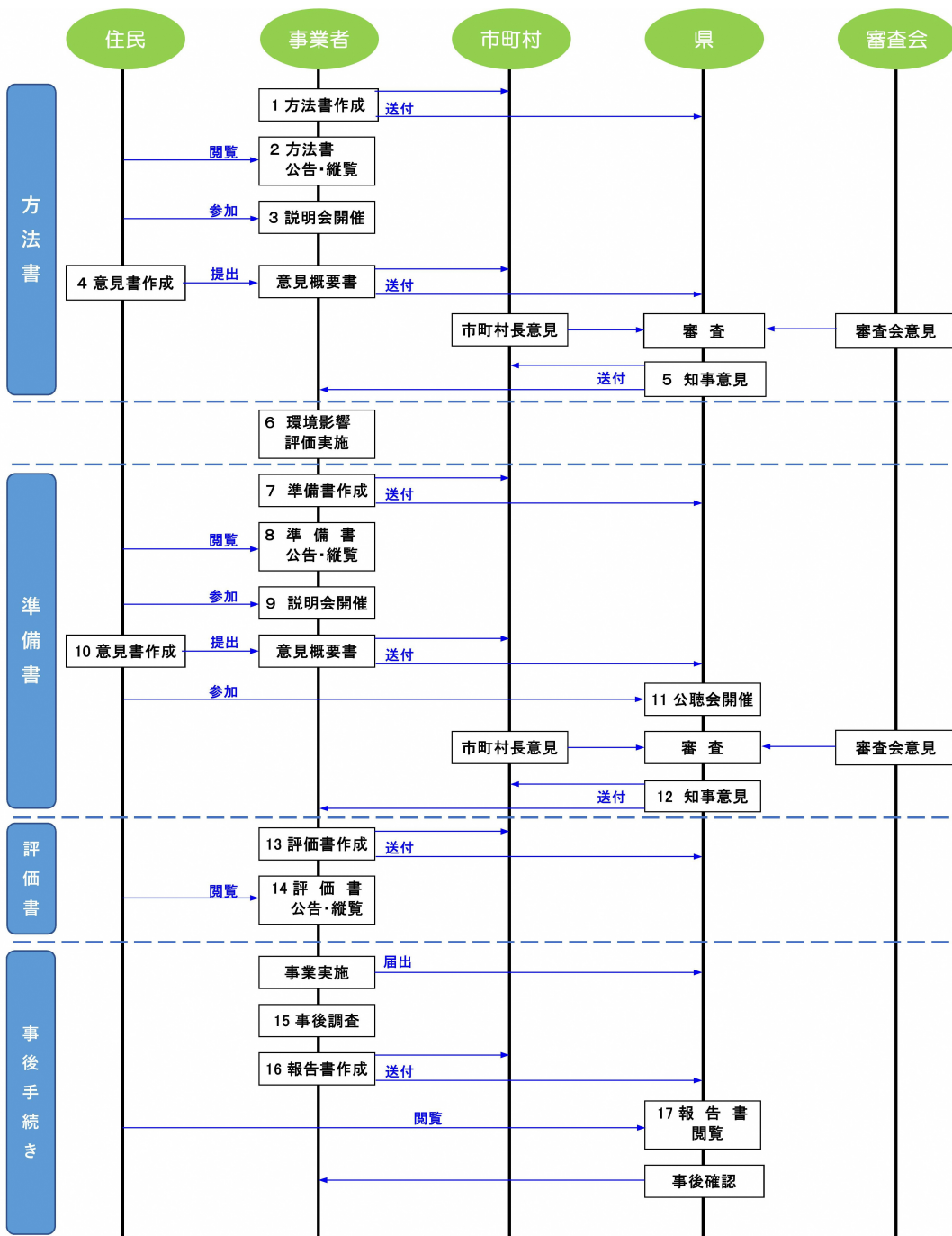
組織別

現在の新潟

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [環境局](#) [環境政策課](#) > 環境影響評価手続きの流れ（新潟県環境影響評価条例）

環境影響評価手続きの流れ（新潟県環境影響評価条例）

ページ番号：0474251 更新日：2023年2月24日更新



1.方法書の作成	事業者は、事業の概要や環境影響評価の方法について記述した方法書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
2.方法書の公告・縦覧	事業者は、方法書を公告し、公告の日から1月間縦覧に供します。
3.説明会の開催	事業者は、関係地域内で、方法書についての説明会を開催します。
4.意見書の作成	方法書について、環境保全の見地からの意見を有する者は、誰でも縦覧期間（1月間）及びその後の2週間間に、意見書の提出により、意見を述べることができます。
5.知事の意見	知事は、方法書について関係市町村長及び住民からの意見を踏まえ、環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に対し、環境保全の見地から意見を述べます。
6.環境影響評価の実施	事業者は、知事や住民からの意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響評価を行います。
7.準備書の作成	事業者は環境影響評価実施後、調査結果の概要や環境保全のための措置等を記載した準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
8.準備書の公告・縦覧	事業者は準備書を公告し、公告の日から1月間縦覧に供します。
9.説明会の開催	事業者は、関係地域内で、準備書についての説明会を開催します。
10.意見書の作成	準備書について、環境保全の見地からの意見を有する方は、誰でも縦覧期間（1月間）及びその後の2週間間に、意見書の提出により、意見を述べることができます。
11.公聴会の開催	知事は、環境保全の見地から、住民の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
12.知事の意見	知事は、準備書について、関係市町村長及び住民からの意見と、公聴会において述べられた意見を踏まえ、環境影響評価審査会の意見を聴いた上で事業者に対し、環境保全の見地から意見を述べます。
13.評価書の作成	事業者は、知事や住民からの意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討を加え、必要な措置を行います。その結果に基づいて、評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
14.評価書の公告・縦覧	事業者は、評価書を公告し、公告の日から1月間縦覧に供します。
15.事後調査の実施	事業者は、評価書の記載事項に従い、事後調査を行います。
16.報告書の作成	事業者は、事後調査実施後、その結果を報告書として、知事及び関係市町村長に送付します。
17.報告書の公告・縦覧	知事は、報告書を公告し、これを一般の閲覧に供します。

※対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定められる場合は、都市計画決定権者が都市計画の手続きと併せて環境影響評価手続きを行います。

1 上越地区における広域最終処分場整備に係る基本方針

1 基本的な考え方

- 産業廃棄物処理は排出事業者責任が原則だが、民間整備が進まず、これを補完する公共関与の処分場整備を上・下越地区で進める必要がある。
- 次期処分場の誘致を表明している自治体は上越市のみ。これまでの経緯も踏まえ、上越市内で候補地を選定。
- 選定過程の透明性、客観性を確保するため、候補地検討委員会を設置し、学識経験者等の意見を聞きながら候補地を選定。

2 施設整備計画

◆ 施設の概要（目安）

- 管理型最終処分場を整備。
- 埋立期間 エコパークを参考に、概ね15年間。
- 埋立容量 県内の産業廃棄物の処分動向やエコパークでの処分実績などを勘案し、90万m³程度。
- 受入廃棄物 県内の産業廃棄物のほか、上越市などの一般廃棄物、その他県内市町村の災害廃棄物。

◆ 整備・運営主体

- エコパークの施設整備・運営経験を持つ環境保全事業団を基本。

◆ 整備目標スケジュール

項目	年度	2019	2020	2021	2022	2023	～	2028	2029	2030	2031
基本方針		○									
候補地検討委員会		→									
候補地選定			(複数)	○							
地元、関係者説明			→								
基本計画			→								
用地交渉					→						
環境影響評価						→					
実施設計								→			
建設工事								→			
供用開始											○

2 候補地検討委員会の選定経過

1 次選定

- ・法規制、防災面から基本的に処分場の建設が困難な区域を除外
- ・面積や地形等から処分場の立地が可能と考えられる場所を抽出

46箇所

2 次選定

- ・環境条件、地形・道路等条件、法的規制等の手続条件を評価

20箇所

公募

- ・上越市内の概ね5ha以上の面積が確保できる土地
- ・応募地の全部又は一部の所有者、町内会長が応募可能

2箇所

3 次選定

- ・概算埋立容量を算出
- ・環境条件、建設条件、運搬条件を評価

11箇所

現地調査

4 次選定

- ・現地状況、3次選定までの項目の再評価、概略施設計画、概算事業費から総合評価

5箇所

候補地検討委員会の構成

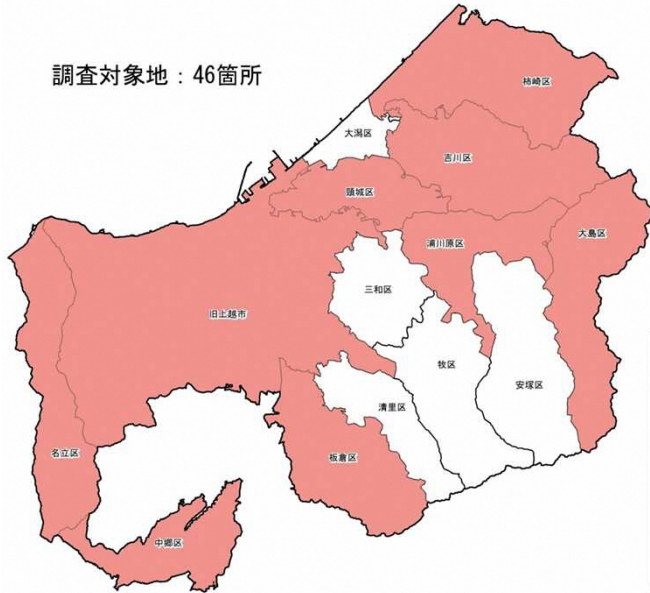
(五十音順) ◎：委員長

氏名	所属	役職名	専門分野
青木 俊和	一般社団法人新潟県産業資源循環協会	会長	関係団体
五百川 裕	上越教育大学大学院学校教育研究科	教授	自然環境
大石 保男	一般社団法人新潟県建設業協会	副会長	関係団体
久保田 喜裕	新潟大学理学部	准教授	地質
馬場 健	新潟大学法学部	教授	行政学
松岡 史郎	新潟大学理学部	教授	水質、地下水
◎山際 和明	新潟大学工学部	教授	廃棄物
オブザーバー	上越市、上越商工会議所、公益財団法人新潟県環境保全事業団		

3 候補地検討委員会の選定結果

1 次 選 定 結 果

調査対象地：46箇所



調査対象地のある自治区名
旧上越市
名立区
中郷区
板倉区
頸城区
浦川原区
吉川区
柿崎区
大塚区

※ 合併前の上越市を、「旧上越市」と表記。

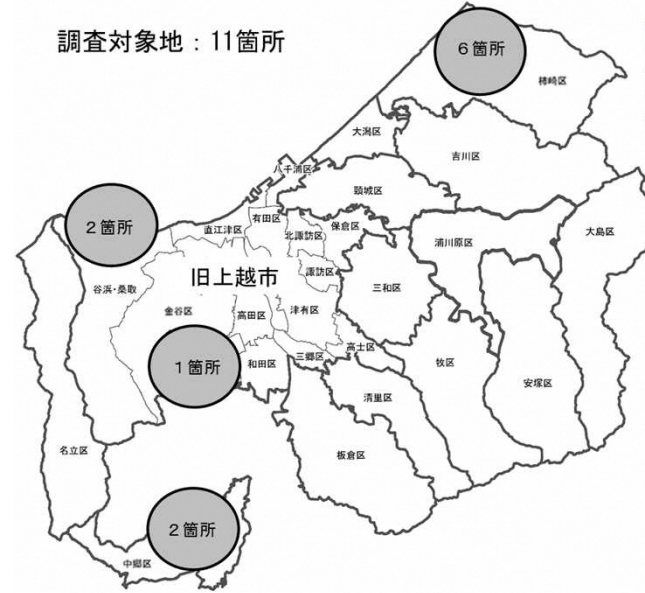
< 1 次選定項目 >

- ・立地回避区域
国定公園、保安林、地すべり防止区域等の法令等の規制区域等を指定した。
- ・抽出条件
敷地面積（約10ha以上）、地形の状況、道路整備の状況を条件とした。

※ GIS（地理情報システム）を利用し、国土地理院発行の地形図や上越市白地図、空中写真を用いて確認

3 次 選 定 結 果

調査対象地：11箇所



自治区名	調査対象地の数
旧上越市	3
柿崎区	6
中郷区	2

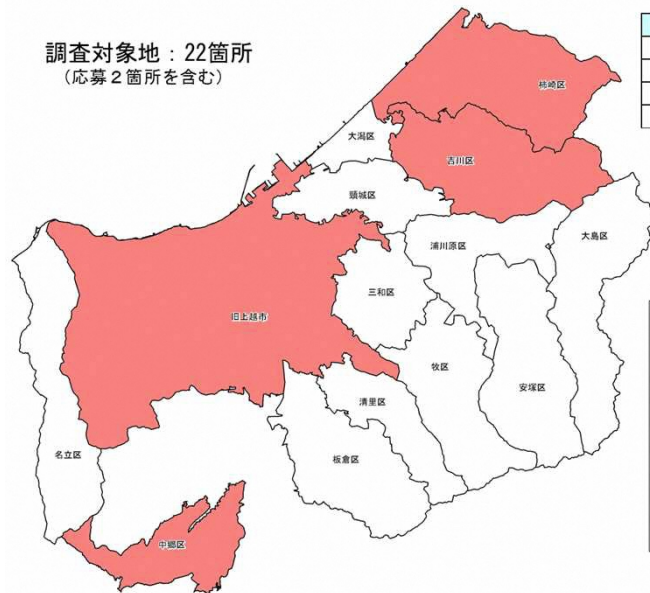
※合併前の上越市を、「旧上越市」と表記

< 3 次選定項目 >

- ・環境条件
下流域の利水状況
生活環境への影響
自然環境への影響
沿道への影響
- ・建設条件
法規制による指定状況等
地形の状況
用水・電力の確保
土地所有者の状況
- ・運搬条件
運搬効率
搬入道路の整備
積雪の状況

2 次 選 定 結 果

調査対象地：22箇所
(応募2箇所を含む)



自治区名	調査対象地の数
旧上越市	9
柿崎区	9
中郷区	2
吉川区	2

※ 合併前の上越市を、「旧上越市」と表記。

< 2 次選定項目 >

- ・環境条件
希少動植物
上越市レッドデータブックの重要な地域
民家等からの距離
- ・地形・道路等条件
地形の状況
積雪の状況
運搬効率
- ・法的規制等の手続
立地回避区域
農用地区域
その他の規制区域

4 次（最終）選定結果

候補地



自治区名	候補地の数
旧上越市	1
柿崎区	4

注) 合併前の上越市を、「旧上越市」と表記

< 4 次選定項目 >

- ・現地状況
土地利用の状況
道路の状況
- ・3 次選定項目の再評価
環境条件
建設条件
運搬条件
- ・概略施設計画
概算事業費
施設整備費
維持管理費

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する住民意見の概要と事業者の見解

No	意見概要	事業者の見解
1	<p>○ 万蔵川の水質調査について</p> <p>・施設稼働後も自然環境の復元、再生に向けての継続的な調査を行うべきであり、具体的な環境保全対策について迅速かつ分かりやすい情報公開を要望します。</p>	<p>・埋立完了後も環境モニタリング調査を継続的に行い、結果はホームページ等を活用し速やかに公表します。</p> <p>・具体的な環境保全対策については、今後検討の上、準備書でお示しします。</p>
2	<p>○ 植物相の調査について</p> <p>・事業実施区域及びその周辺においては、過去に現地調査の記録が無いが、貴重な植物相を形成していると考えられることから、これを明らかにする調査が必要であり、失われるものについては、その資料を残すことが跡地利用の検討においても重要と考えます。</p> <p>・自然環境の復元、再生に向けて基礎となる調査を要望します。</p>	<p>・事業実施区域及びその周辺において、動物相、植物相、植物群落、植生の現状を明らかにする調査を実施し、調査結果を施設の緑化計画等に反映してまいります。</p>
3	<p>○ 市民との情報共有について</p> <p>・埋立後の施設の有効活用に向けて、各団体への説明会での質疑応答内容を公表するなど、多くの市民と情報を共有し、ともに整備することを要望します。</p>	<p>・御指摘の点について、ホームページ等も活用し、多くの皆さんと情報共有を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えています。</p>

**上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する各委員質問及び回答**

委員	質問事項	回答
黒野 委員	<p>○ 景観への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場敷地範囲の西側境界線を長い直線として計画している点は、主要な眺望点である米山山頂から見る緩やかな山並みと一面の大海原という景観を阻害する恐れがあります。この点について配慮するお考えをお持ちかどうかお尋ねしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の点も踏まえながら、フォトモンタージュ法により眺望点からの景観の影響を把握したうえで必要な対策を検討してまいります。
竹内 委員	<p>○ 地質に関する環境影響評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目の選定において、地形及び地質の環境影響評価を行わないのはなぜか。地質の強弱や地滑り、雪崩の危険性などを心配します。 ・また、上記のことと、今年度実施する地質ボーリング調査との関係について教えてください。 <p>○ 受入計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さなどは焼却した方が、最終処分場の延命につながるのではないかと考えるが、出雲崎で実際に埋め立てられている廃棄物は、実績としてどんな種類が多いのでしょうか。 ・また、出雲崎の処分場で課題になっていることはないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県環境影響評価技術指針」において、地質環境の環境影響評価項目は、学術上又は希少性の観点から「重要な地形及び地質」と定められていますが、「日本の地形レッドデータブック」等の文献を調査した結果、整備予定地には該当する地形・地質が無いことから選定しておりません。 ・地質ボーリング調査は、御指摘の点も含めて、最終処分場の設計に必要な地質情報を収集することを目的として実施しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・エコパークいずもぎきに搬入される廃棄物は、近年では建物の解体により発生する「解体残さ」や「石膏ボード等」のほか、「廃プラスチック等」が上位を占めています。 ・単位体積重量が軽い廃棄物が上位を占めることから、これら廃棄物の減量化及び減容化への誘導・促進が課題であると認識しております。
天野 委員	<p>○ 遮水工の構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面遮水工について、方法書では、最新の技術動向踏まえた遮水構造を検討すると書かれていますが、具体的な方法を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコパークいずもぎき第3期最終処分場の供用開始以降（平成30年以降）に供用あるいは建設・計画中の他の公共関与最終処分場における採用工法等の調査、ヒアリング等により検討してまいります。

**上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する庁内意見**

項目	方法書 該当頁	意見	関係課
景観	5-78	<ul style="list-style-type: none"> ・「上越市景観計画」においても「景観資産」を記載しているため、当該計画を追記してください。 	都市整備課
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然は上越市の「景観」を構成している大切な要素であることから、環境影響評価の調査・予測・評価においては、景観計画に記載されている内容を考慮したうえで実施してください。 	
文化財	3-118	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書記載のとおり、周辺には上越市文化財「ハマナス群生地 (No.6)」(竹鼻海岸) があります。調査・審議にて影響が及ぶことが指摘された場合は、文化財保護のため、当課との協議が必要です。 	文化行政課
	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域のうち、道路については、詳細な位置等が確定されていないため、具体的な工事計画が策定され次第、当課との協議が必要です。 	